

【来庁者専用】庁舎内託児室 ご利用案内

浦安市健康こども部こども課

小さなお子様連れでも安心して手続きできるよう、庁舎1階に託児室をご用意しています。
予約不要、無料でご利用いただけますので、お気軽にお越しください。
※定員の都合上、ご利用いただけない場合があります。

(1) 開所時間 平日 午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

(2) 対 象 浦安市役所、健康センター（健康増進課・母子保健課・こども家庭支援センター）に以下の用務がある保護者のお子さん
（概ね生後3カ月以降から就学前までのお子さん）

以下の①・②に該当する方のみ利用できます。

- ① 浦安市役所・健康センターに各種届出や申請の用務がある保護者
- ② 浦安市役所・健康センターで実施する相談窓口で用務がある保護者



（注意）利用対象外の用務

- ・中央図書館利用者 ・中央武道館利用者
- ・文化会館のイベント、講演会、会議等の参加者

(3) 利用制限 以下の場合は利用をお断りする場合があります。

- お子さんが重症の怪我を負っている場合
- 病児・病後児の場合（検温時に37.5℃以上ある場合も含む）
- 緊急時、災害時の場合
- 利用可能人数を超えている場合

(4) その他

- 投薬、食事（おやつも含む）の提供は行いません。
- 授乳やおむつの交換は、お子さんを預ける前に済ませてください。



受付の流れ



I. 利用説明

利用案内時に利用理由、お子さんの健康状態の聞き取り、検温をします。



II. 利用申込書の記入、本人確認書類の提示

利用申込書の記入及び本人確認書類（※）の確認をさせていただきます。

※本人確認書類は、利用者本人及び保護者のものをご用意ください。



○本人確認書類（代表的なもの）

マイナンバーカード（通知カード含む）、運転免許証
健康保険資格確認書または国民健康保険資格確認書
母子健康手帳、旅券（パスポート）等

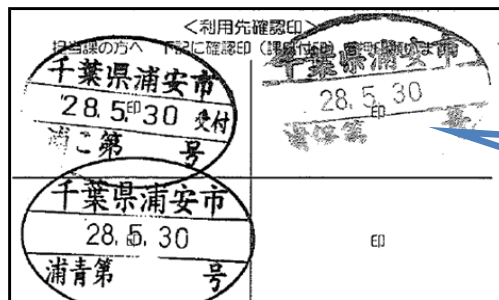
※マイナンバーカードのスマートフォン表示は不可



III. 託児時間の目安を記入した「利用承認カード」を交付

利用承認カードに、用務先の所属で必ず受付印をもらってください。

〈例〉



用務終了後、職員にお声がけください。



— お子さんのお預かり —



IV. お子さんのお迎え、「利用承認カード」を回収

本人確認書類を再度確認します。（誘拐等を未然に防止するため）



— お子さんの引き渡し —

